

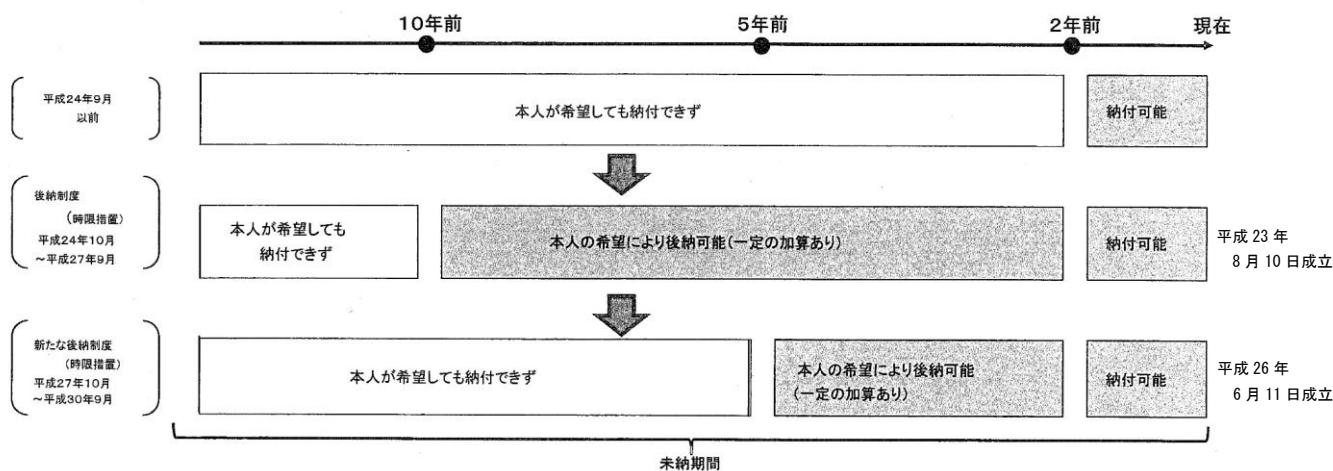
保険料納付機会の拡大

- 平成24年10月から平成27年9月までの3年間の時限措置として、徴収時効(2年間)の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、過去10年間に係るものについて保険料納付を行うことを可能とする後納制度を実施してきたところ。
- 10年後納制度の終了後は、過去5年間の保険料を納付することができる制度が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間の時限措置として開始。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

(強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象)

対象者：過去5年以内に未納期間を有する者(老齢基礎年金の受給権者を除く)



10年後納制度の利用実績について

国民年金保険料の後納制度については、平成24年10月1日から平成27年9月30日まで実施された。

(※平成24年8月から事前受付開始。)

平成27年9月末現在の10年後納制度の利用実績は下表のとおり。

1. 3年間の利用実績

実施期間	お知らせ 送付件数(※1)	相談受付件数	申込書受付件数
平成24年8月～平成27年9月	20,094,890 件	1,388,151 件	1,414,081 件

(※1)平成24年8月～平成25年8月にかけてお知らせを送付。

2. 後納保険料納付状況

- ・利用者総数 1,184,747 人
- ・後納保険料納付月数 16,140,719 月 (1人当たり平均) 13.6 月
- ・後納保険料の納付済み額 239,666,843,900 円 (1人当たり平均) 202,294 円
- ・増額される老齢基礎年金の平均額(※2) 22,100 円

(※2)1ヵ月分の後納保険料を納めることにより、老齢基礎年金が1,625円(年額)増額されるとして算出。

1,625円 × 13.6月(後納保険料納付月数(1人当たり平均)) = 22,100円(平成27年4月時点における満額の老齢基礎年金額より算出)

- ・後納制度を利用したことで老齢基礎年金の年金額が増えた方 38,503 人
- ・後納制度を利用したことで老齢基礎年金の受給権を得た方 29,849 人

出典：厚生労働省